

岩手県告示第915号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 一関市東山町長坂字西本町224の8・224の65・224の104（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、224の73、224の93、224の94、224の105、224の106、224の108から224の112まで、224の114、224の125から224の127まで
 - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 一関市東山町長坂字西本町224の8・224の65・224の104（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、224の73、224の93、224の94、224の105、224の106、224の108から224の112まで、224の114、224の125から224の127まで
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び一関市役所に備えておいて縦覧に供する。